



# 前向きに、 スピード感を持って

特許審査第一部長 篁 悟

部長に就任してから半年が経りました。相変わらず特許庁内外の動きはめまぐるしく、部内の審査官、特に若手の審査官と直接お話しする機会が少ないことが気になっていました。そのような折り、技懇紙のこのコーナー新設は良い機会と思い、筆を執ることとしました。

部内の審査官補の方々とお話をする機会を一通り持ちました。10人位にグループ分けをし、各グループがそれぞれ自分たちの一番関心あるテーマを決めてきて、部長や首席などを交え、意見交換をするという形式です。ふたを開けてみると、各グループに共通したテーマがありました。「任期付審査官」です。特許戦略計画における任期付審査官の位置づけの重要性を認識した上で、その位置づけや、具体的に採用や研修等をどうするのか、というのがこの議論の始まりでした。なかでも、「働くモチベーションは何か」という点で色々意見が出ました。国民の目から見ると、働くモチベーションなどという議論は公僕である身分からして、そもそも議論さえ成り立たないものでしょう。しかし現実には、これだけ滞貨がたまっており、しかも個々の案件が

高度化複雑化している状況では、案件処理への個々の審査官のやる気と力量が問われることも確かです。部長就任の時の皆さんへの挨拶で、キーワードを二つ（DignityとPartnership）をあげてお話ししました。これは、まさにこのような議論を整理するものと思います。自分の仕事に誇りを持つこと、相手の人格に敬意を払い、連携・協同して仕事を進めること、これらは任期付であろうがなかろうが、同じことです。議論の中では、どの様な人達が入ってくるのか心配だとの声もありましたが、多様な経験を積んだ人が入ってくることは仕事（審査）を豊かにし、歓迎するとのことでした。私も同感です。しかも、仲間は多い方が面白いし、その仲間が5年10年先にいろんな方面で活躍していることを想像すると、楽しいではないですか。

ところで、16年度入庁対象者の面接試験時に「最近読んだ本の中で感銘したものを紹介せよ」という質問を何人かにしました。回答では、あまり本を読まなくなっている感じがしました。ただし、質問している本人も、最近めっきり本を読む気力がなくなっています（買う方の気力はあり、たまる一方

です）。長編では半年以上前の浅田次郎「壬生義士伝」ですが、このところ涙腺が全く弱くなっているところに、この小説は大敵でした。上の話にこじつけるわけではないですが、尊厳を貫くことは（この小説のもう1つのテーマは家族への愛ですが）、自分自身にとっても厳しいことです。今、読んでいるのは宮本常一「忘れられた日本人」など。学生時代、偶然に宮本先生の講演を聴いたことから、著作を良く読みました。最近、「読者が選んだ岩波100選」というのがあり、その中に入っていたことから再び手に取りました。この中で語られるものの一種の懐かしさに、久しぶりに浸りました。私は開拓村の寺に生まれ、お参りなどで来られるお年寄りにかわいがってもらいました。この人達にとっては辛いことの方が多かった筈ですが、今思うと、前向きに、大胆に、しかもとても気がよくて笑いを忘れずに。難しいですが、私もそんなふうに出ればと思っています。

先の審査官補との意見交換で気になったことが一つあります。それは、物事に前向きか、ということです。審査官は拒絶理由を見つけることが性にな

っているせいか、受け身になっているように思います。いわば特許法36条的ではないかと感じます。ある提案を検討する際に、この案ではダメだというのであれば、対案を示さなければなりません。それぞれが持っている情報量には差異がありますから、対案といっても限度がありますし、常に的確な対案を提示せよと言っているわけではありません。情報提供は今後とも積極的に行いますので、それを良く咀嚼した上で、是非、前向きな提案をしていきましょう。

経済再生に向けた最も有力な切り札の一つが知財政策ですから、我々に対する期待は我々の想像を超えるほど大きいものがあります。知財推進計画の270項目の1/3は特許庁が直接担うものですし、そのほかの多くも特許庁が関連しています。したがって、冒頭にも書きましたが、これらの改革工程表に基づき、驚異的スピードで多くの施策立案を進めねばなりません。ユーザーは待ってくれません。スピード感が今ほど求められることは、かつてなかったと思います。審査官に対しても多くの提案をしますので、一緒に前向きに取り組んでいきましょう。ただし、忘れてならないのは、我々の使命・本分は結局のところ、迅速的確な審査だということです。

審判部にいて強く感じたことは、1件1件の特許付与がいかに大切かということでした。権利を行使しようとしたら、無効審判が請求され無効になってしまうこと、あるいは判決で明白な無効理由があるとして権利乱用と判断されることが少なからずあります。権利者にとっては、今更なぜなんだ、ということになります。膨大な費用をつぎ込み購入した特許権であれば、なおさらです。「制度の作りがそうっており、権利行使にはリスクを伴う。外国でも同じ」と説明しても、納得感

得られません。また、知財がここまで注目されると、なぜこんなものが特許になるんだ、という感覚から報道されることも多くなっています。いずれも、制度に対するユーザーの信頼感が傷つく要因です。けれども将来的に80万件の滞貨を抱える現実では、1件1件の処理につぎ込むパワーには当然限度がありますから、審査官個人々の相場観が重要になります。判決を読んでみると、当業者というよりも技術者としての相場観といったほうが良い感じがしますので、この相場観の獲得は、それほど難しいことではないと思います。企業とのコンタクトの場で、審査官に現場を見て欲しいとの声がたくさん寄せられています。是非、積極的に現場から知識を吸収すると共に、各自の審査の現状を説明し相互理解を深めることなどにより、この相場観の醸成に努めて下さい。紛争の際に明細書の記載不備が問題となることは多いのですが、それを審査する際にも、とても有効と思います。勿論、審査の質の確保にはサーチが重要な役割を占めていますので、研修委員会でサーチ能力担保のた

めの研修について検討を進めています。今後とも皆さんと議論していきたいと考えています。

平成16年度には任期付任用者を含め新人がたくさん入ってきます。特許迅速化法案も目処が立ち、情報館も新たになります。知財大綱や知財基本法が平成14年ですから、この年が知財元年という言い方もできますが、実質的には平成16年が知財元年かもしれません。また、いつでも、この年が始まりだと思った方が、張り切って出来ますよね。そう言うわけで、本年平成16年を知財元年とし、皆さんと一緒に楽しく仕事をしていきたいと思います。

